

The Political Economy of Coloniak Rule The British Reign Egypt, 1882-1914

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/18217

植民地支配の政治経済学

イギリスのエジプト統治、一八八二—一九一四年

鹿 島 正 裕

序

エジプトは、一八八二年、イギリス軍によって占領された。オスマン・トルコの属領でありながら、内政の自治権を得ていたエジプトは、借款導入による放漫財政の破綻から、一八七六年以来英仏他ヨーロッパ列強による財政管理を受けていた。そうしてヨーロッパ勢力のかいらい化したトルコ系支配層に対して、土着エジプト人が政治的・経済的権利を要求して立ち上がり、立憲制の樹立に成功したが、そこへイギリス軍が介入したのである。⁽¹⁾当初、イギリスは、可及的速やかに撤退することを内外に公約していたが、エジプト領スーダンにおける反乱を口実に占領を長期化させ、やがてインドとの交通の要であるスエズ運河の安全確保のためにも、無期限に居することになった。

しかし、イギリスは、エジプトに対するトルコの主権を認め、また他のヨーロッパ諸国の財政管理権や外国人特権 (Imtiyāzāt ajnabiya, Capitulations. 免税・領事裁判権等) を尊重しなげなかつた。そうした制約のもとで、治安維持の必要上、かつヨーロッパの債権者達のためにも、破産したエジプト財政の建て直しに努めた

のである。そのために、多数のイギリス人専門家を連れてきて行政機関を指導させた。こうして、イギリスのエジプト統治は、一般の植民地支配とやや性格を異にしたが、第一次世界大戦勃発に際して、ついにエジプトはオスマン・トルコから切り離され、イギリス保護国とされるのである。

本稿は、この間、イギリスが、いかなる国際関係上の制約のもとに、いかなる方式でエジプトを統治し、その経済・社会をどのように開発し、あるいは歪めていったか、その概容を明らかにする。そして、このような研究が、植民地支配の政治経済学的分析の理論化に向けて、どのような貢献をなしているかを、末尾において検討したい。そうした分析は、今日のいわゆる第三世界諸国における権威主義的国家体制の歴史的根源を解明するために、不可欠の作業であると思われるのである。⁽³⁾

注

(1) 拙稿「近代化と従属的發展 エジプト一八四一—一八二二年」(『金沢法學』二八卷二号、一九八六年)参照。

(2) この時期のエジプトについての邦語文献は少ない。石井摩耶子「イギリス植民地支配の史的分析——一八八二年から一九一四年までのイギリスのエジプト支配について」(『アジア経済研究所内資料、調査研究部四二—三九』所収、一九六七年)は、イギリスの政策の変遷を略述している。経済・社会面については、中岡三益氏の「一連の論文——エジプトにおける資本主義發展の起点と伝統的社会」(『アジア経済』一九六六年七月号、クローマー時代を扱っている)、「帝国主義とアラブ社会の変容——クローマー統治とエジプト社会の変容」(岩波講座「世界歴史」二二卷、一九六九年所収)、「エジプト地租改正史」(山田秀雄編「植民地社会の変容と国際関係」一九六九年所収。一八九九年の農地改正令を中心とした緻密な研究)——があるほか、木村喜博「エジプト経済の展開と農業協同組合」(一九七七年)が、一九世紀末—二〇世紀初頭の財政、金融、貿易、農業にふれている。思想史では古村清一氏の三論文——「ムハンマド・アブドゥフとその時代」(『オリエント』二三卷二号、一九八一年)、「アフマド・ルトフィー・アッサイイドの政治思想」(『日本オリエント学会創立三十周年記念オリエント学論叢』一九八四年所収)、「近代エジプトにおける「西欧リベラリズム」と「イスラム改革主義」の成立」(『人間関係論集』創刊号、一九八四年)、ほかに栗田禎子「帝国主義の発見——W・S・プラントにみるオラービー革命とマフディ運動の連関把握」上・下(『歴史評論』三八七—三八八号、一九八

二年。フランスとは、オラビー革命に同情的だったイギリス人等。

邦語文献は、P. J. Vaitkotiis, *The History of Egypt-From Muhammad Ali to Mubarak* (London, 1985), Bibliography, pp. 523-524 に見られたものに数多い。本稿は、主として次のものに依拠している——通史として、アメリカ在住のエジプト人女性 A. L. Al-Sayid, *Egypt and Cromer-A Study in Anglo-Egyptian Relations* (London, 1968), エジプト統治に参加したイギリス人によるもの、半官半民の著述である Lord Lloyd, *Egypt Since Cromer*, Vol. I (N. Y., 1970, First published in London in 1933), トンリカ人による政治・行政面を中心とした R. L. Tignor, *Modernization and British Colonial Rule in Egypt 1882-1914* (Princeton, N. J., 1966), フランス人による社会・経済面を中心とした J. Berque, *Egypt-Imperialism and Revolution* (London, 1972, Originally published in French in Paris in 1967), Part II 等。イギリス軍人による写真・図版を挿入した M. Barthorp, *War on the Nile-Britain, Egypt and the Sudan, 1882-1898* (Poole, Dorset, 1984), 著者および E. R. J. Owen, *Cotton and the Egyptian Economy 1820-1914* (Oxford, 1969), A. E. Crouchley, *The Economic Development of Modern Egypt* (Lodon, 1938) 図説形式の C. Issawi, ed., *The Economic History of the Middle East 1880-1940, A Book of Readings* (Chicago, 1966), P. M. Holt, ed., *Political and Social Change in Modern Egypt* (Lodon, 1968) 図説論文集。雑誌・短文集に J. M. Landau, *Parliaments and Parties in Egypt* (Tel-Aviv, 1953) 図説形式。同誌・法曹界に F. J. Ziadeh, *Lawyers, the Rule of Law, and Liberalism in Modern Egypt* (Stanford, Cal., 1968), 政治思想界に N. Safra, *Egypt in Search of Political Community-Analyis of the Intellectual and Political Evolution of Egypt 1804-1962* (Cambridge, Mass., 1961), Part II. 著者各個人を著者として、*The Earl of Cromer, Modern Egypt*, Vols. I & II (Lodon, 1908), A. Colvin, *The Making of Modern Egypt* (Lodon, 1906), A. Milner, *England in Egypt* (Lodon, 1899) 等。邦文として民族主義の組合が編む『アラブの歴史』の中で A. Al-Rāfi'i の一稿を著——*Misr wa-l-Sudan fi Awā'il 'Ahd al-Itihād* (中頃初期のシントニス・ムハンマド) (2nd ed., Cairo, 1966), *Muṣṭafā Kamīl—Bā'ith al-Harakā al-Watāniya* (イスマトラー・カーミル民族運動の鼓吹者) (4th ed., Cairo, 1962), *Muhammad Farīd—Ranz al-Ikhlās wa-l-'Taḥyā* (イスマトラー・ファリード、民族犠牲の象徴) (3rd ed., Cairo, 1962)——が役にたつ。

このように、本稿は二次的資料による初歩的研究であり、このテーマでは本来少なくとも一巻の書物を著す必要のあるところであろう。しかし、筆者にとって、これは、エジプトの近現代史における近代化と従属的發展の問題の巨視的把握という目標に向けての、前掲拙稿に続く一作業である。同時期を歴史学的に掘り下げて研究することは無論重要であるが、フランスや日本等の植民地支配の事例との比較研究を「ついでに」とも必要であろう。

(3) そうした観点からは、第一次大戦終了後エジプト国民が独立運動を起し、一九二二年にイギリスから一応独立するまでの時期をも合わせ論ずる方が望ましいだろう。しかし、紙数と時間の制約から、ここではそれを果たすことができない。さしあたり、板垣雄三「エジプト一九一九年革命」(岩波講座「世界歴史」二五巻、一九七〇年所収)、M・ア・ニース「エジプトの一九一九年革命」(「歴史学研究」三四五号、一九六九年)を参照されたい。

一、国際関係

(1) 占領の経緯

もともと、ヨーロッパ列強の中ではイギリスとフランスが、エジプトにもっとも関心を寄せてきた。フランス革命後の英仏の対立の中で、ナポレオン軍がエジプトを占領すると、いち早くイギリス軍がこれを駆逐した歴史がすでにあつた。その後、アジアとの交通のために、英仏はエジプトにそれぞれ鉄道とスエズ運河を作らせた。その建設費その他のためにヨーロッパ諸国がエジプトに巨額の借款を与え、やがて債権取り立てのためにエジプト政府の財政を、やはり英仏が中心になって管理するようになっていた。しかし、一八八〇年以來、ウラービー(A. 'Urabî)ら民族主義的軍人達が藩王(Khidiv, Khedive)に反抗し、八二年には立憲派が政治の実権を握るに至つた状況に対して、英仏の態度は一致しなかつた。当初は、フランスの方が介入に積極的で、八一年に藩王がトルコに軍隊派遣を要請した際には、イギリスを誘つてスルターンに派兵反対を通告し、自らイギリスとともに派兵せんとした。⁽¹⁾ところが、イギリスの自由党政府(首班グラッドストーン W. Gladstone)は、閣内外の反対のためこの誘いに応じない。そこで、フランスはエジプトに共同通告を發して警告することを提案し、八二年一月にこれを實現する。イギリスには具体的行動に出る意図はなかつたようだが、この警告を脅迫と受け取つたエジプトの世論は激昂した。トルコや他のヨーロッパ列強も英仏に抗議したので、イギリスはむしろトルコの介入支持に

傾いた。^{o(2)}

このさなか、フランスでは政変があり、二月に野心的なガンベッタ(L. Gambetta)首相が失脚し、より慎重なフレインネ(C. de Freycinet)の内閣が成立した。後者は、やはりトルコの介入には反対したが、自ら派兵する冒険には尻こみした。その頃、エジプトでは、議会在憲法を制定し、内閣は議会に責任を負い、議会の承認なくしては立法も課税もなされないと宣言した。これは、藩王の権限のみならず、英仏の財政管理権さえ制限することを意味したから、イギリスも態度を硬化させた。今やイギリスの方がフランスに対して、エジプトへの財政査察官や将軍の共同派遣を次々に提案し、断わられた。結局、両国は五月に艦隊をアレクサンドリアとスエズに差し向け、その軍事的圧力によってエジプト政府を屈伏させようとした。^{o(3)}

同時に、両国は、他の列強の協調を得るべく、コンスタンチノーブルで国際会議を開こうとした。しかし、トルコが、これを内政干渉であるとして出席を拒んでいる間に、アレクサンドリアで反ヨーロッパ暴動が起こり、数十人の犠牲者が出た(六月一日)。かくて、会議はトルコ不参加のまま六月二三日から開催されたが、英仏独墺伊露各国の思惑が対立してなかなか意見の一致を見ない。アレクサンドリアでは、英仏艦隊に対抗すべく砲台の建設が始まり、イギリスは、フランスに共同でこれを阻止しようと提議する。しかし、前年末来チュニジアにも派兵していたフランスでは世論の反対が強く、結局イギリスが単独行動に踏み切り、アレクサンドリアの砲台を艦砲射撃して破壊したのである(七月一日)。^{o(4)}

アレクサンドリアでは、エジプト軍が撤退し、群衆による放火・略奪が起こり、英軍が上陸して秩序を回復した。しかし、他市でも略奪やヨーロッパ人虐殺が起こり、イギリスは全土の平定を決意した。さっそく遠征部隊を準備する一方で、仏伊土三国に対して共同出兵を要請する。しかし、フランスでは、スエズ運河のみの占領を目指す政府の妥協案を議会が否定してフレインネ内閣が総辞職。イタリアは、そのフランスの立場に配慮してか、

これも不参加を決めた。トルコは、七月二〇日以降コンスタンチノーブルの列強会議に出席し、エジプト派兵の意図を通告するが、その条件をめぐってイギリスとの交渉が難航する。すなわち、イギリス側が、スルターンによるウラービー断罪の布告と、トルコ軍の役割についての軍事協約締結を求めたのに対し、トルコ側はそうした声明を出ししぶり(ウラービーらの反ヨーロッパ運動を利用する意図があった)、またむしろ英軍の補給活動を妨げようとした。列強会議は八月一四日をもって自然散会となり、スルターンはようやく九月六日にウラービー断罪布告を発するが、軍事協約の締結になお手間取った。その間に、エジプトでは、スエズ運河の軍事的中立を侵してその方面から侵入したイギリス軍が、アル・タツル・アル・カビール(Al-Tal al-Kabir)の戦いで大勝し(九月一三日)、軍事的決着がついてしまった。イギリスは、もはやトルコ軍を必要とせず、交渉を打ち切ってしまう。⁽⁵⁾

(2) 早期撤退の公約

元来、イギリスは、オスマン・トルコが分割されて各地域が各列強の影響下に入ることより、トルコ帝国の保全を利益とみなし、エジプトの独立や自らによる支配を望んでいなかった。それゆえ占領後、自由党政府は、一八八三年一月、他の列強に対して、「エジプトの状況と、藩王の権威の維持に役立つ手段の整備が許すようになり次第、早急に撤退することを望んでいる」と通告した。それに先立ち八二年一月に駐土大使ダファリン卿(Lord Dufferin)を派遣して政治状況を調査させている。彼は八三年二月に提出した報告において、本国の世論にも配慮し、必要な改革を導入したのちイギリス軍は撤退すべきだと勧告したが、改革が根付くには相当な時間を要することを暗示していた。⁽⁶⁾

その頃、スーダンでは、いわゆるマハディーの反乱が起こっていた。一八八一年にアハマド(M. Ahmad)という人物がマハディー(Mahdi)イスラーム教で言う救世主を名乗って起こした反乱は、エジプトの混乱に乗じて勢力

を拡大し、ハルトゥームの総督府をも脅かすに至った。エジプトでは、占領後軍隊がわずか六千名程の治安維持部隊に縮減されており、財政も破産状態であったから、八三年秋によくスーダンに送った増援部隊はあまりに弱体で、反乱軍に返り討ちされてしまった。スーダンの放棄が考慮される一方、いまやエジプト自身の防衛のためにも、英軍の駐留が必要とされた。⁽⁷⁾

その間、列強の中でとくにフランスが、イギリスのエジプト占領を批判していた。一八八二年一月、エジプト政府が、イギリス政府の承認のもと、行政の混乱を理由に財政の「二重管理」体制（英仏の財政監督官が、それぞれ歳入と歳出を管理していた）を改め、唯一の財政顧問（英人が望ましい）を置きたいと列強に提案すると、フランスは当然これに反対した。しかし、現実にはエジプトを支配しているのが英軍である以上、フランスは結局折れざるを得なかった。その後フランスは、イギリスのエジプト改革をできるだけ妨害しようとする。八四年には、八二年にアレクサンドリア他で生命・財産を侵害されたヨーロッパ人に対する補償やスーダン遠征費が加わって、もはや財政危機打開の目処が立たなくなつたため、イギリスの提唱でロンドン会議が開かれた。一八八〇年来、エジプト政府は関係列強の合意がなければ対外借款をできなくなつていたからである。フランスはもちろん非協力的態度に出て、会議を失敗させたが、イギリスが単独で借款を与えることになれば、エジプトの公債管理もイギリスが専行することになろう。かくて、八五年の再会議は、九百万エジプト・ポンドの国際借款を認めた。しかし、この際の協定によつて、「公債管理委員会」(Sundūg al-'adain al-'umūmī, Caisse de la dette publique, それまでの英仏伊埃四カ国に、独露の代表を加えた)が引き続きエジプトの財政を厳しく統制することになった。こうして、フランスその他の列強が、イギリスのエジプト統治を、財政面から枠付けしたのである。⁽⁸⁾

(3) 無期限占領の決意

この一八八五年、イギリスでは自由党内閣にとつてかわつた保守党ソールズベリー(R. C. Salisbury)内閣は、エジプト撤退を原則とするより、政治上の一取り引き材料としようとした。同年十月、まずトルコと協定を結び、事実上エジプトの無期限占領を承認させる。しかし、仏独の反対により、八七年にトルコと再交渉し、三年以内で撤退するが、「国内の秩序と安全が脅かされた場合は」延期しうる、との協定を結ぼうとした。これにも仏露が反対し、スルターンは結局協定を批准しなかつた。かくて英仏の関係は緊張し、建艦競争が始まり、フランスはまたドイツとも対抗すべく、ロシアと九二年に軍事条約を結ぶ。そのロシアがトルコを脅し、しかもトルコがますます弱体化してきた中で、イギリスにとつてエジプトは、地中海において、及びインドへの交通路として、他国の影響下におけない軍事上の要地となつてきた。こうして、九〇年代半ばには、イギリスはエジプトの無期限占領を決意するに至つた。⁹⁾

この間、スーダンをめぐつて、一八八三年末より八四年初頭には、トルコに派兵を要請してでも支配権維持を望むエジプト政府と、エジプト軍撤退・スーダン一時放棄を財政上やむなしとするイギリス側が対立し、内閣が総辞職していた。イギリスは、スーダンのエジプト軍を撤退させる危険な任務に、権威と実力の備つた人物をあてようと、かつて中国で太平天国の反乱鎮圧に武功をあげたゴードン(G. G. Gordon)將軍を派遣した。しかし、八四年二月にハルツームに着いたゴードンは、情勢を見誤つてマハデーの反乱鎮圧が可能であるとし、エジプト軍を撤退させなかつた。結局、八六年一月にハルツームは陥落し、ゴードンも戦死する。残存エジプト軍部隊は、今日のエジプト・スーダン国境付近まで撤退した。¹⁰⁾

こうして、いったんスーダンは放棄されたが、一八八五年六月にマハデーが病死したあと、その後継者は統一國家を長く維持することができなかった。部族間抗争が再燃し、弱体化していたところを、一八九六年、エチオピア征服に苦勞していたイタリアが、イギリスにナイル方面からの援軍を要請した機会に、キッチナー(H. H.

Kitchener)將軍率いるエジプト軍が派遣され、九八年にはスーダン軍をほとんど壊滅させた。イギリスはこの遠征費用の一部をエジプトに貸与したことを口実として、エジプトにスーダン共同統治権を認めさせた(九九年の「スーダンの将来の経営に関する協定」)。さらにイギリスは、スーダンをめぐって、フランスとも対立した。有名な「ファシヨタ事件」は、この九八年に、キツチナーが、ハルツームから白ナイル上流のファシヨタ(Fashuda, Fashoda)に急行し、西アフリカから東進してきたフランス遠征軍を撤退させたものである。両国関係は一時緊迫したが、結局和解して九九年に中央アフリカに関する勢力圏分割協定を結んだ。「雨降って地固まる」と言うが、この事件は、その後かえって両国を接近させた。実際、一九〇四年の英仏協商は、両国それぞれのドイツに対する警戒が基盤となったにせよ、イギリスのエジプト総領事クローマー(Earl of Cromer)の本国政府への働きかけがテコとなって実現したものである。こうして、イギリスがフランスのモロッコ占領を支持するかわりに、フランスはイギリスのエジプト支配を支持することになった。¹¹⁾

(4) 保護国化

これ以後、イギリスはエジプトの内政改革にあたって、フランスら列強の妨害に会うことが少なくなった。この間、エジプトの民族主義者達は、フランスやトルコの支援を得てイギリス軍撤退を求める運動を盛り上げつつあったが、英仏協商以後はフランスをあてにできなくなった。トルコも、一九〇六年にシナイ半島のターバ(Taba)地区の帰属を争ってイギリスの高姿勢に屈し、無力さを暴露した。¹²⁾しかし、翌年の「ディンシュワイイ事件」を契機として反英運動が高揚し、クローマー総領事の更迭を見るのだが、これについては次節でふれる。

一九一四年七月、オーストリア・ハンガリーがセルビアに宣戦し、まもなくイギリスもドイツに宣戦するに至った時、藩王アッバース(Abbas Hilmi)は例年のように避暑のためコンスタンチノーブル滞在中であった。臨時摂

政でもあったルシユデー(H. Rushdi Basha)首相の政府は、イギリスの意を受けてただちに布告を發し、イギリスの敵国及び敵国人と協定及び交易を結ぶことを自ら及び国民に禁じた。トルコはドイツと同盟していたので、藩王はついに帰国できず、形式上トルコの属領ながらイギリスの占領下にあるエジプトの立場は微妙なものとなった。一月に開催予定であった議會(後述)の召集は延期され、また一切の集會が禁止された。一月となり、イギリスの対トルコ宣戦が決断されるや、エジプトでは戒嚴令が敷かれる。イギリス当局が恐れていた親土・反英運動は表面化せず、ついに二月一日、イギリスはエジプトのトルコ主権からの離脱、イギリスの保護國化を宣言した。藩王は廢位され、その叔父フサイン(Husayn Kamil)がスルターンを名乗り、またイギリスの「総領事」は「高等弁務官」(High Commissioner)を名乗ることになった。¹¹⁹

(5) 小括

このように、イギリスによるエジプトの単独占領は必然的あるいは当然なことであつたわけではなく、フランスの事情次第で英仏共同占領もありえたはずだつたし、そもそも、一八八二年一月の共同通告で英仏が惻愴的態度を示さなければ、軍事介入を正当化させるような事態は起こらなかつたかも知れない。したがつて、イギリス自身、当初から長期占領―保護國化を目論んでいたわけではないし、仮りにそうした意圖を公言したとすれば、フランスを始めヨーロッパ列強はそれを認めなかつたであろう。しかし、スーダンの反乱や財政再建の必要が占領継続を正当化させ、さらに帝國主義による世界分割の時代にあつて、中東・北アフリカでもヨーロッパ列強の進出競争が行なわれ、イギリスは戦略的必要からエジプトの無期限占領を決意したのであつた。とはいへ、エジプトは正式にはなおトルコ主権下の自治領であるから、次節で見られるように間接統治の形をとらねばならなかつたし、實質的にも、財政面では他のヨーロッパ列強の發言力が大きく、イギリスの行動は制約されざるを得なかつた。

また、エジプト人の民族主義感情も、占領の大義名分であった社会秩序維持のために配慮する必要があった。しかし、一九〇四年の英仏協商成立以後は、イギリスは相当意のままにエジプトを統治することができたのである。

註

- (1) G. Hanotaux, ed., *Histoire de la nation égyptienne*, Tome VI (Paris, 1936), pp. 369-371. Cromer, op. cit., Vol. II, ch. 12.
- (2) Tignor, op. cit., pp. 18-20. Hanotaux, op. cit., pp. 377-380. Cromer, op. cit., Vol. II, chs. 13-14.
- (3) Hanotaux, op. cit., pp. 380-387. Cromer, op. cit., Vol. II, ch. 15.
- (4) Al-Sayyid, op. cit., pp. 23-26. Hanotaux, op. cit., pp. 388-395. Cromer, op. cit., Vol. II, ch. 16. しかし、砲台の建設固まらざりては、その砲台を砲艦外交を展開してエジプト人を挑発したことが、暴動と軍事介入を引き出す結果を生んだのである。J. S. Galbraith & A. L. Al-Sayyid-Marsot, "The British Occupation of Egypt: Another View" (*International Journal of Middle East Studies*, No. 9, 1978) pp. 482-488 参照。
- (5) Hanotaux, op. cit., pp. 395-412. Cromer, Vol. I, pp. 300-323. Barthorp, op. cit., Part I.
- (6) Al-Sayyid, op. cit., p. 2 & pp. 28-36. Cromer, op. cit., Vol. I, ch. 18. Colvin, op. cit., pp. 26-37.
- (7) Al-Rāfi'i, *Misr wa-l-Sūdān*..., ch. 8. Cromer, op. cit., Vol. I, ch. 9. Barthorp, op. cit., Part II. エジプト軍は、その後スーダンのペンタニー軍に対する防衛のため、スーダン黒人の部隊を設け、一八九二年には合計一三万人の将兵を数えるに至った。Cromer, Vol. II, ch. 55, and Milner, op. cit., pp. 140-157 参照。
- (8) Al-Sayyid, op. cit., pp. 41-44. Colvin, op. cit., chs. 6-8.
- (9) Al-Sayyid, op. cit., pp. 45-53. Tignor, op. cit., pp. 82-88. Milner, op. cit., chs. 6 & 14. Colvin, op. cit., ch. 10. 正井前掲論文「エジプトのイスラーム側」D. Steele は「イスラーム側の民族主義運動に対する」キリスト教国「キリストの側の民族主義」の両者を帝国主義感情の作用した結果を類型して論じている。「Britain and Egypt 1882-1914: the Containment of Islamic Nationalism」in K. M. Wilson, ed., *Imperialism and Nationalism in the Middle East—The Anglo-Egyptian Experience 1882-1982* (London, 1983)
- (10) Al-Sayyid, op. cit., pp. 39-41. Cromer, op. cit., Vol. I & II, chs. 20-29. Al-Rāfi'i, *Misr wa-l-Sūdān*..., ch. 9. Barthorp, op. cit., Part II. 植田正祐「スーダンにおけるペナニー運動—「ペンタニー」の死と生」(「山口大学教養部紀要」

九卷、一九七五年)

(11) Al-Sayyid, op. cit., pp. 130-136. Cromer, op. cit., Vol. II, chs. 32-33 & 48. Colvin, op. cit., ch. 20. Barthorp, op. cit., Part III.

(12) Al-Sayyid, op. cit., pp. 166-167. Al-Rāfiʿi, *Muṣṭafā Kāmilī*..., pp. 197-198.

(13) Lloyd, op. cit., ch. 13. Al-Rāfiʿi, *Muḥammad Farīd*..., pp. 414-416.

(14) ネーデル(G. H. Nadel)とカーティス(P. Curtis)が言及するが、「一八九〇年代を通じて、すべての大國は帝國主義的ヒステリアの症状を示した」のであった。Nadel & Curtis, eds, *Imperialism and Colonialism* (N. Y. & London, 1964), 川上盛他訳「帝國主義と植民地主義」(一九八三年)二四ページ。

二、政 治

(1) 秩序回復

エジプトを占領したイギリス軍は、まずエジプト軍を解散させたが、エジプト人の民族感情をこれ以上傷付けることは得策でなかった。そこで、反乱の指導者ウラービーらがエジプトの軍事法廷で死刑を宣告されたあと、藩王に減刑させ、英領セイロンに追放するにとどめた(一八八二年二月)⁽¹¹⁾。続いて、前述のタフアリンの調査報告に基づいて、エジプトの社会秩序の再編成が試みられた。占領前に成立した立法権を持つ代表者会議「Majlis al-Nuwwab)や民主的な憲法は廃止された。そして八三年五月に「制度法」(Al-Qānūn al-Niḥānī)を定め、中央に「立法評議会」(Majlis Shūrā al-Qawānīn)の「一般議會」(Al-Jamaʿiya al-ʿUmūmiyya)を、地方に「州評議会」(Majlis al-Mudiriyyat)を設けた。立法評議会は、任命議員と州評議会代表の計三十人から成り、立法全般及

び予算について助言し、一般議会は閣僚、立法評議会議員及び選挙による代議員の計八二人から成り、制度法の改正及び新規課税等重要問題について諮問されることになった。州評議会選挙を含めて、選挙は、間接的にはあるが（選挙人を選挙する）、二十歳以上の住民による普通選挙とされた（被選挙権は高額納税者に限られた）。しかし、これらの機関は何ら実権を持たず、九月にイギリス総領事として着任したベアリング(B. Baring)一八九二年にクロマー卿に叙任されるが事実上の支配者となるのである。彼は、青年将校であった一八七二年に縦兄のインド総督に呼ばれ、その個人秘書としてインド統治に参加、七七年から八〇年までエジプトの公債管理委員会のイギリス代表を勤め、その後再びインドで総督の財政顧問をしていた。ゲファリンの改革案自体、イギリスのインド統治の経験を参考にしていたが、ベアリングもインドでの個人的経験を生かし、またインドから多数の英人官吏を引き連れてきてエジプトを統治した。⁽³⁾

とはいえ、当時、イギリスは、エジプトの秩序回復後撤退するつもりであったのだが、前述のようにスーダンにおける反乱が深刻化してきた。エジプト政府は、当然反乱の鎮圧を望んだが、エジプト軍が今だ再建途上にあつたため、それには大規模なイギリスの援助が必要とされ、イギリス政府に援助の意志はなかつた。それゆえベアリングはスーダン駐留エジプト軍の撤退を主張し、エジプトの首相が抗議辞職する。後任を見出すのは容易でなかつたが、アルメニア系のキリスト教徒で、一八七八年に「ヨーロッパ人内閣」（ヨーロッパ債権国の圧力で英仏人二名を閣僚に加え、実権を与えられたエジプト初の責任内閣）を率いたことのあるヌーバル(Nubar Pasha)を説得して組閣させた（八四年一月）。しかし、ヌーバルは、相当な行政上の権限を要求し、けつして単なるイギリスのかいらい的地位に甘んじようとはしなかつた（そのために、八八年に罷免される）。⁽⁴⁾

一八八五年のロンドン会議は、前述のように、エジプト政府に額面九百万エジプト・ポンドの国際借款を認めるとともに、財政再建のため新協定を結んだ。この協定の内容を若干詳しく述べると、負債償還条件については、

減債基金の支払いを延期、利子に対して二年間五%の課税をする。制度的には、引き続き公債管理委員会が歳入の多くを管理し、行政費を五二三・七万エジプト・ポンド以内にとどめる。公債利子支払い後剰余があれば、まず利子課税分の返済にあて、残りは公債管理委と政府で折半する。それを前者は減債基金支払いに、後者は追加ないし特別支出にあてる（ただし、前者は八八年からその分をエジプト開発基金とし、承認した事業のために支出することを許すようになる）。行政費は、トルコへの貢納約六六万エジプト・ポンド、藩王内廷費同三六万、占領軍費同二〇万等を含み、省庁費は極端に切り詰められていた。当時、九百万前後の歳入の内から、四百万以上にのぼる負債償還が最優先されたのである（行政費限度額は、一九〇四年になって、百万エジプト・ポンドだけ引き上げが認められる）。ともあれ、こうして八八年には財政赤字を一応解消することができた。⁽⁵⁾

(2) 司法制度改革

こうして、内には財政危機を乗り切る一方、外では前述のようにトルコとの協定に達しなかったため、エジプトのイギリス軍は、当面撤退を予定せず、より長期的観点から内政改革に取り組むことになった。しかし、イギリスの植民地経営は、インドのセポイの反乱以後、現地社会の伝統的文化・制度の根強さを認識し、性急な西欧化政策を避けるようになっていたし、エジプトでは露骨なイギリス支配を許さない国際環境があった。そのため、当初は財務省と公共事業省のみをイギリス人顧問が実質的に動かすにとどまり、それ以外の行政機関は占領以前の態勢にさして変化はなかった。内務省や教育省の予算不足から、地方の治安は悪化し、教育水準は低下した。ペアリングは、それをあまり意に介せず、まず水利施設や交通体系を整備して経済力を向上させてこそ、教育や民主政治の導入が可能になるとした。すなわち、伝統的な政治・社会体制にはさしあたり手をつけず、その枠内で「善政」を行なわせるように努めたのである。⁽⁶⁾

その「善政」の中味のうち、税制改革や水利事業については次節で論じる。それら同様、いち早く改革が着手された分野に、司法制度がある。占領当時のエジプトでは、外国人に関わる刑事事件は関係国の領事裁判で、同じく民事・商事紛争は外国人判事を主とする「混合裁判所」(Muhakim Mukhtalifa, Mixed Courts)で、エジプト国民間の個人的身分や財産をめぐる紛争及び殺人事件はイスラーム法廷で、それ以外は世俗的¹⁾地方裁判所・高等裁判所で扱うようになっていた。混合裁判所は、その後エジプト国民間の紛争であっても、外国人の利害に関わるものをも扱うに至るが、外国人特権ゆえにイギリスもおいそれと手を出せなかった。世俗裁判所は、占領前からの計画に従って一八八三年にフランス的な法典と訴訟手続きを採用した。混合裁判所がすでにそうした法典を用いていたので、イギリスはこれに反対できなかったのである。しかし、フランス的法典・訴訟手続きに明かるといって、エジプト人はほとんどいかなかったから、判事に外国人を雇わざるを得ず、彼らは当然アラビア語とエジプト人の風習に通じていなかった。さらに、フランス風に複数判事による担当を義務付けたこと、判事に拳証指揮権を与えたことが、裁判を時間的・経費的に高くつくものとし、また警察機関との軋轢を招いた。こうして、裁判所はあまり利用されず、八四年に設立された「犯罪対策指導部」(Daw'ir al-Jinaiya)が各地方の治安維持にあたり、州知事らによる昔ながらの恣意的な「裁き」を行なう結果になった。そこで、九〇年に司法省にイギリス人顧問が任命され、司法相の抗議辞職にもかかわらず、閣議出席権を与えられて改革に乗り出した。すなわち、中央に「司法救済委員会」(Lajnat al-Tanat al-Qadaiya)を設け、各地方の村長(umda)に簡易裁判権を与え(控訴可能)、各地方都市に単独判事による即決裁判所を設けて、これまでの地方裁判所は重大事件及び控訴審用とした。また判事の資質向上のため、任用基準の改善と法律学校の改組を行なった。訴訟手続きも、英領インド方式を取り入れて、被告側による反証の余地を拡大した。さらに、一九〇四年には、巡回裁判所制度を設け、より多くの人に法の裁きを受ける可能性を与えた。それでも、資格ある判事の不足はなお深刻で、一二年には地方名士によ

る地区裁判所を創設、不文律による第一審を認めることにした。イスラーム法廷についても、一八九七年と一九〇〇年の法律改正によって再編成を図った。すなわち、殺人事件を管轄からはずし、訴訟手続きを整備し、また控訴ができるようにした。こうして、司法制度の近代化が進んだが、村落レベルでは、村長や村長雇いの巡査 (Ghalib) による不当な「裁き」に泣き寝入りする農民がなお多かったし、犯罪もいっこうに減らなかつた。⁽⁶⁷⁾

人権に関わるいま一つの進歩として、奴隷制の廃止にもふれておくべきだろう。すでに、一八七七年に、時の藩王はイギリスの要求で奴隷貿易を禁止し、八四年には奴隷に自由を与えると約束していた。占領後、解放奴隷の援助機関が設置され、さらに九五年には奴隷解放を妨げる者への罰則が強められて、奴隷制はエジプトから消滅していった。⁽⁶⁸⁾

(3) 行政機構改革

一八九二年一月、占領前からの藩王タウフィック (Tawfik) は病死し、その長男アッバスが跡を継いだ。タウフィックがイギリスの後押しで権威の維持を図ったのに対して、ウィーンで教育を受け十八歳で藩王となったアッバスは、フランスの援助により英軍を撤退させ、専制君主的地位を回復することを望んだ。一方イギリス側も、この頃エジプトの行政改革の推進を意図していたので、両者の衝突が生じる。たまたま、七月のイギリス議会選挙で自由党が政権に復帰したので、フランスもイギリスに圧力をかける好機とみて、エジプト撤退交渉再開を申し入れるなどした。そこで九三年一月、アッバスは、クローマーと事前協議をせずに内閣を罷免し、反英的言動で知られた元司法相を首相に指名した。しかし、クローマーとイギリス政府はこれを認めず、結局妥協人事が成立する。その後イギリスは、エジプトの閣議に英人顧問を常時出席させていっそう統制を強め、また万一に備えてエジプト占領軍を増員する。にもかかわらず、アッバスはこの反抗的行為によって国民の間で人気

を博し、むしろ調子づいた。そして九四年一月、キツチナーの司令下にあるエジプト軍、とくにその英人將校達を批判し、キツチナーを怒らせる。クローマーは、この機を捉えてアッバースに圧力をかけ、反英的軍事相を罷免させた。この屈辱的事件によって反英民族主義運動はさらに勢いづくが、アッバースは、藩王罷免の脅迫により、以後少なくとも表面的にはイギリスに従順となる。一方イギリスは、いよいよエジプトの行政機構改革に本腰を入れるようになった。⁹⁾

さしあたり、地方の治安悪化に対処すべく、内務省の改革が急務であった。それまで、ヌーバルラエジプト人官僚の抵抗で内務省にはイギリス人の支配が及ばなかったが、一八九四年にゴースト (F. Gosse) が顧問に就任し、地方行政の改善に取り組んだ。すなわち、村長や巡査にその役割をよりよく果たさせようとした。村長は、かつては名望家が世襲して勤め、徴税、国有地耕作権の分配、賦役の割当てを通じて一般村民に対する強大な権力を持っていたのだが、占領時までに賦役の削減、土地の私有化、徴税・徴兵の財務省・軍事省管轄への移行により、権力基盤が（したがって、不正蓄財の機会も）失われつつあった。かわって新たな任務——衛生対策、国勢調査等——が加わり、治安維持や司法（小事件の処理）上の役割は中央の監督・規制を受けるようになった。こうして、村長は伝統的な權威に頼れなくなる一方で行政能力が必要になり、その指名に政府が介入するようになった。巡査についても、数を削減するかわりに報酬を引き上げ、資質向上が図られた。一九一一年、村の巡査達に対する再訓練課程が設けられ、小火器も供給される。公衆衛生に関しては、村の床屋達に対する訓練課程が設けられた。彼らは、従来から住民の生死登録や天然痘予防接種の役割を担っていたが、一八九三年以降、各地の病院で保健衛生、応急手当、伝染病の見分け方、初歩的治療法の講習を受けることを義務付けられたのである。また、一九〇〇年頃から、眼病や寄生虫を治療する巡回テント病院も設けられたが、農村住民の健康状態は、占領期間を通じてさほど改善されなかった。¹⁰⁾

財務省や公共事業省の技術職・上級職は、エジプト人の人材不足もあって、つとにイギリス人その他のヨーロッパ人がほとんど独占していたが、こうして一八九〇年代には司法省や内務省でも英人職員が急増し、ワクフ (wakf) イスラーム寺院寄進地) 局以外の中央官庁はいずれも英人の顧問や監督官が事実上支配するようになった。一八八三年から十年間に、行政機関で働くイギリス人は一七〇人から二五〇人にふえたが、このほか公債管理委員会や国鉄理事會 (国鉄は債款の担保とされ、国際管理下にあった) 等で働く者を含めると、ヨーロッパ人は合計一、一五七人 (うち英人三三%、仏人一五%) となった。また、一八九九年には行政機関職員一〇、六〇〇人中ヨーロッパ人が一、二七〇人 (うち英人四五五人)、月給七〇エジプト・ポンド以上の高級職員ではエジプト人四五五人に対してヨーロッパ人が一〇四人。このほか、混合裁判所、公債管理委、検疫局で五四〇人のヨーロッパ人 (うち英人三五五人) を雇用していた。のち、一九一九年には、行政機関の高級職員 (基準が明らかでない) 中非エジプト人が七七% (英人だけで五九%) を占めるに至った。¹¹¹⁾

これらのイギリス人は、占領初期には、短期契約でインド政庁から派遣させた者が多かったが、一八九〇年代には、イギリスから直接大学卒業生を採用するようになり、事務系職員は二一三年国立学校で英語教育に従事させたのち各省に配属した。一九〇二年以降、とくに財務省と内務省では、この訓練方式に代えて、ケンブリッジ大学かオクスフォード大学で一年間アラビア語を教えたあと、一年間副監督官をさせるようにした。その後正式採用となれば、年に二四〇エジプト・ポンド以上の初任級を得、やがては最高八〇〇ないし一五〇〇ポンドの地位にまで昇任可能であった。彼らは、概して上流階級の子弟で、有能かつ献身的であったが、人種的・社会的優越感から排他的でアラビア語習得の熱意もなく、エジプト人官吏は当然彼らの下で働くことに不満を募らせた。そのエジプト人官吏については、占領当初は、無用・無能の職員が多過ぎるとして新規採用が抑制され、人心安定後人員整理も行なわれたが、結局一九一四年には一八八〇年頃と官吏の総数はほとんど変化がなかった。しか

し、一八九二年に任用規則を設け、一般に下級職員は初等教育、上級職員は中等教育の修了者としたが、選抜方法は省によって様々であった。いずれにせよ、エジプト人官吏の大部分は月給三〇エジプト・ポンド以下の中・下級職員であり、高級職は前述のようにヨーロッパ人にほとんど独占され、エジプト人は能力よりも忠誠度によって任免される傾向が強かった。しかも、エジプト国民の中でも、土着エジプト人は民族主義的であるとして敬遠され、トルコ系旧支配層の子孫（すでに相当エジプト化していたが）やシリアからの移民（フランス語を話すキリスト教徒が多かった）が重用されたのである（したがって、エジプト古来のキリスト教徒——コプト教徒が役所で占める比重は、占領前よりむしろ低下した）⁹¹²。

(4) 民族主義運動の高揚

エジプトの民族主義運動は、英軍による占領後意気銷沈し、占領軍当局の宥和的政策（ウラービーらの助命、間接統治、言論活動の許容等）もあって鎮静化していた。占領軍が、兵員五千人程度で足りたほどである。しかし、前述の藩王アッバースの抵抗に刺激されて、英軍撤退要求の声を高めるに至った。なかでも、フランスで法律を学んだ青年カーミル(M. Kamil)が一九〇〇年に創刊した「旗」(Al-Isqandariya)という新聞は、およそ一万部を発行し、教育ある層に広く読まれた。一九〇六年初めに占領当局がトルコと領土紛争を起こした時、これら民族主義者は反英・反ヨーロッパ運動における連帯感からトルコを支持したが、これをクローマーらは、エジプトの国益を顧みないイスラーム狂信主義の抬頭とみなし、脅威を感じた。⁹¹³

そこへ、同年六月、ディンシュワイ(Dinshawai)⁹¹⁴事件が起きた。すなわち、ナイル・デルタのその村で、行軍途中のイギリス兵の団が、ハト撃ちに興じ、食用にハトを飼っていた村人と紛争になった。銃の暴発(?)が一婦人を傷つけ、一団は村人に暴行を受けたが、一人が逃げ帰る途中、日射病になって死亡した事件である。ク

ローマーはこれに敏感に反応し、特別軍事法廷で裁かせた。この法廷（エジプト人の司法相と裁判所長官、イギリス人の司法省顧問と一判事及び占領軍の一司法将校で構成）は、反英運動への見せしめとして、苛酷な判決を下した——四人を絞首刑、二人を終身刑、十人を十五年から一年の徴役刑、五人を笞刑（これは、専制的・恣意的支配の象徴として、一八九〇年代に禁止されていたにもかかわらず）とし、しかも絞首刑と笞刑を村人の面前で執行したのである。¹¹⁵

この暴挙は、広範なエジプト人を憤激させたのみならず、ヨーロッパの世論にも反撥を呼び起こした。イギリス政府はクローマーを擁護したものの、翌年三月、彼は辞任を余儀なくされた。この裁判の衝撃から、エジプトでは政党運動が公然化し、一九〇七年末、あいついで「民衆党」(Hizb al-Umma)、「国民党」(Al-Hizb al-Watani)¹¹⁷、「憲法的基礎のための改革党」(Hizb al-Islah 'ala'l-Mabadi' al-Dusturiya、立憲党と略称する)が結成された。このうち、国民党はカーミルの指導したきわめて民族主義的な政党で、とくに学生等青年層の支持を得た。民衆党は、英軍の即時撤退よりも自治と教育振興を求める穏健な政党で、中間層・地主層に支持を得ていた。立憲党は、藩王の権威発揚を目指す貴族達の政党で、大衆的基盤を欠いた（このほか、占領政策を擁護するシリア人らの政党その他があったが、ほとんど影響力を持たなかった）。カーミルは、国民党結成後数カ月で若くして（三四歳）病死するが、ファリード(M. Farid)が反英民族主義運動の指導を引き継いだ。¹¹⁸

(5) 自由化政策の失敗

クローマーの後任は、エジプトで内務省及び財務省の顧問を勤めたあと、イギリス外務省の次官をしていたゴーストであった。彼は、エジプトの民族主義を無視あるいは抑圧しようとするかわりに、若干の譲歩をして懐柔しようとした。具体的には、

① 州評議会は、それまで何の実権も持たなかったが、一定の自治権を持たせた。すなわち、地域行政、とくに学校教育に対する管轄権を与え、地方税として地租を5%まで引き上げることを許した。

② 中央では、内閣を更迭し、それまでのトルコ系貴族達に代えて、首相のガリーイー(Burhus Basha Ghali, ロプト教徒)をはじめ、ヨーロッパ風教育を受けた土着エジプト人を登用した。また、立法評議会の会議を公開とし、これに大臣喚問権を与えた(しかし、大臣は回答を拒否することができた)。

③ 官庁でも、高級職にエジプト人を登用しようと努めたが、これはヨーロッパ人官僚達の抵抗に会った。¹¹⁹ これらの譲歩は、民族主義運動を沈静化させるよりも、むしろ勢いづかせた。ファアリードの率いる国民党は、ヨーロッパの左翼勢力の精神的支援を受けつつ、国内では抬頭しつつあった労働者階級にも影響力を及ぼし始めた。労働組合運動は、エジプトでも、今世紀に入るや、ヨーロッパ人熟練・半熟練労働者の組織化によって緒に付いていたが、一九一〇年前後にエジプト人労働者の組合も登場する。ストライキも、占領前から例があったが、今世紀に入って頻発するようになった。ゴーストは、譲歩の一方で、急進化を抑えるべく、一九〇九年に「新法」(Qānūn al-Mathbū'ī)と「行政収容法」(Qānūn al-Nafi al-'Idāri)を定めさせて、新聞記事の検閲と犯罪容疑者の監視・隔離を行なわせた。これらの措置は、当然反英運動をいっそう刺激する。さらに、ゴーストは、主としてエジプトの資金と労働力によって建設されながら、結局エジプトにほとんど利益をもたらさずにいたスエズ運河に関して、九九年間(一八六九―一九六八年)の契約を延長して利権料を払わせるべく、運河会社と交渉させた。しかし、これを知ったエジプトの世論は大反対し(一般議会も反対を決議)、ガリーイー首相は暗殺され、交渉打ち切りとなった。このように、民族主義運動を懐柔するどころか、ますます敵対的にさせたゴーストは、一九一二年、失意のうちに病死する。¹²⁰

ゴーストの後継者となったキッチンナーは、非妥協的軍人であり、民族主義運動に厳しい態度で臨んだ。ファアリー

ドラ国民党の指導者達は投獄ないし亡命させられ、かつてキツチナーを侮辱した藩王アッバースは、ワクフの支配や叙勲等の権限を削減された(一九一三年ワクフ省設置)。一方、キツチナーは、穩健派を味方につけるべく、立法評議会と一般議會を統合した「立法議會」(Al-Jama'iyat-Tashri'iyah)閣僚及び十七名の任命議員と、六六名の選出議員で構成を設けて若干の権限を与え(新規課税の拒否権等)、被選挙権を三五歳以上の教育ある高額納税者に限って、一九一三年に選挙を行なわせた。その結果、議會では民衆党が多数を占め、国民党はほとんど代表者を得られなかった。この議會で選出議員代表として副議長となったのが、一九一九年以降独立運動を指導することになるザグルール(S. Zaghloul)である。キツチナーはまた、貧しい農民の生活を改善すべく、水利事業、土地分配、公衆衛生面に力を入れたが、これについては次節でふれる。

(6) 教育普及の停滞

これまでは、誰かが何かをしたことが論じられたが、次はむしろ、何がなされなかつたか、という話である。エジプトの公教育は、一八六〇―七〇年代に相当の前進を見せていたのだが、七〇年代末から財政危機のため後退が始まり、占領後も長期にわたって歳入の百分之以下しか教育に支出できない状態が続いた。国立の初・中等学校は新たに有料とされたにもかかわらず生徒数を削減し、高等教育機関は法律・医学・技術の三専門学校及び教員・士官・警察幹部養成学校以外廃止されてしまった。クローマールは、エジプト人に高度の教育を与えて民族主義的知識人を作り出すことを警戒し、中級官吏・技術者を養成すれば足りると考えたのである。しかし、一九〇〇年頃から、財政に少し余裕も生じ、大衆教育に取り組み姿勢を見せ始めた。すなわち、それまで放置されていたイスラーム寺院付属学校に対して、政府の指導に基いて読み書き、算数を教えれば補助金を出すことにし、男女の教員養成学校を二校ふやした。また、初歩的技術訓練施設を各地に設けた。官庁でイギリス人が重きをな

すにつれ、国立学校の授業においても英語の比重が高まり、一九〇〇年頃には仏語やアラビア語を押しつけて主要語となった。しかし、これにはエジプトの世論が反撥したし、エジプト人教員がふえてくると、徐々にアラビア語が再導入される。エジプトの世論はまた、文化面の高等教育を要求して、一九〇八年に私立大学の創立を認めさせた。これがのちのカイロ大学であるが、エジプトの独立まで小規模のままにとどまる。国費でヨーロッパに留学した少数の学生の間では、人文科学専攻者の比率が高かった。古来イスラーム教の研究・教育の中心であったアズハル(Azhar)寺院では、イスラーム改革を目指す思想家アブドゥフ(M. 'Abduh)らの努力で、カリキュラム、施設、教師・学生の待遇が若干改善された。こうして、一九一〇年に国立初等学校の生徒が八、六四四人、同中等学校が二、一九七人、政府の補助する寺院付属学校は一九〇六年に四、四三二校、生徒一五万六、五四二人を数えたが、このほか補助を受けない寺院付属学校やキリスト教会付属学校が多数存在した。女子教育ではこの後者の役割が大きく、一九一四年に国立学校の女子生徒が七八六人でしかなかったのに対して、アメリカ教会系学校だけで五、五一七人を擁した。ともあれ、イギリス占領下に教育普及は停滞し、一九〇七年に識字人口はわずか八・五%であるにとどまった。²³⁾

(7) 小 括

このように、イギリスは、当初は早期撤退の方針であったし、国際環境及びエジプトの国民感情にも配慮して露骨な支配権行使を避け、伝統的支配体制の再編成と破綻した財政の再建を主導するにとどめた。しかし、占領長期化を見込むようになるにつれ、司法制度、ついで行政機構全般の改革に着手し、藩王及びエジプト人閣僚の背後でイギリス総領事及びイギリス人顧問が実権をふるった。各省では高級職・技術職をイギリス人を始めとするヨーロッパ人がほぼ独占し、次節で見る公共事業の推進や、地方行政の近代化に貢献した。しかし、公教育

は、財源不足と民族主義への警戒から、占領前よりむしろ後退し、教育普及・人材育成が遅れた。民族主義運動は、占領後意気銷沈していたが、一八九二年に藩王となったアッバースのクローマーとの対立や、一九〇六年のディンシュウワイ事件を契機に再び高揚し、一九〇七年には諸政党を組織するに至る。これに対して、占領当局は、急進派を弾圧する一方、若干の譲歩により穏健派を懐柔しようと試みたが、あまり成功しなかった。こうして、行政面での中央集権化と合理化が進んだが、政治参加は抑圧され、民族主義的知識層の不満が蓄積されつつあった。

注

- (1) Al-Sayyid, op. cit., pp. 29-31. A. Al-Rāfi'i, Al-Thawra al-'Urābiyya wa-l-Ḥudūd al-Ingilīzi (エジプト革命とイギリスの侵襲) (3rd ed., Cairo, 1960), ch. 17.
- (2) しかし一八九二年から一九〇四年にかけては、立法評議会は、相当の抵抗精神を示した。Landau, op. cit., First Part, ch. 5. Al-Rāfi'i, *Misr wa-l-Sūdān*..., ch. 3 & pp. 229-252. Al-Rāfi'i, *Musfatā Kāmil*..., ch. 19.
- (3) Tignor, op. cit., pp. 57-60. Al-Sayyid, op. cit., pp. 54-55.
- (4) Tignor, op. cit., pp. 61-73. Al-Sayyid, op. cit., pp. 69-74.
- (5) Tignor, op. cit., pp. 76-82. 石田進『帝國主義とエジプト経済』(一九七四年)三三三-三三六頁。
- (6) Tignor, op. cit., pp. 88-106. Cromer, op. cit., Vol. II, ch. 56. 中央官庁は、はかに外務省と司法省があったが、のちに職業省とワクフ省が追加される(本文に後述)。
- (7) Tignor, op. cit., pp. 123-145. J. N. D. Anderson, "Law Reform in Egypt: 1850-1950" in Holt, op. cit., pp. 218-224. Ziadeh, op. cit., chs. 2-3. 犯罪の増加は、社会変動に伴って伝統的生活様式や価値観の動揺と関係がある。Berque, op. cit., pp. 127-138 参照。
- (8) Cromer, op. cit., Vol. II, pp. 495-504.
- (9) Al-Sayyid, op. cit., ch. 6. Tignor, op. cit., ch. 5. Al-Rāfi'i, *Musfatā Kāmil*..., pp. 320-330. Berque, op. cit., pp. 163

- 169. Cromer, Abbas II (London, 1915), chs. 2-3.
- (10) Tignor, op. cit., pp. 206-213 & 353-357. Cromer, op. cit., Vol. II, pp. 504-513.
- (11) Tignor, op. cit., pp. 180-183. Cromer, op. cit., Vol. II, ch. 40. Colvin, op. cit., pp. 328-329.
- (12) Tignor, op. cit., pp. 176-177, 185-205 & 308-309. Cromer, op. cit., Vol. II, chs. 35-36.
- (13) 著者の著述がフランス人著述家の人や著述家の著述に比べて張種がたゞとたたかふが如し。
- (14) Tignor, op. cit., pp. 249-280. Al-Sayyid, op. cit., pp. 155-169. Al-Rāfiʿi, Muṣṭafā Kāmilī..., ch. 9 & pp. 197-198.
- (15) アニハドローヤ(Danishwān)の著述を採録する(Landau, op. cit., pp. 49-50) トレウトの著述を採録するは著述家の著述を採録する。
- (16) Tignor, op. cit., pp. 280-286. Al-Sayyid, op. cit., pp. 169-172. Al-Rāfiʿi, Muṣṭafā Kāmilī..., pp. 199-207.
- (17) 著者の「愛國党」の著述を採録するが如し、著述家の著述を採録する。「愛國党」の著述を採録するは著述家の著述を採録する。
- (18) Landau, op. cit., Second Part, chs. 4-5. Al-Rāfiʿi, Muṣṭafā Kāmilī..., chs. 13-14. Tignor, op. cit., pp. 280-290. Al-Sayyid, op. cit., pp. 174-195. Safvan, op. cit., ch. 6. A. Goldschmidt, Jr., "The Egyptian Nationalist Party: 1892-1919" in Holt, op. cit., M. Zayid, "The Origins of the Liberal Constitutionalist Party in Egypt" in *ibid.*
- (19) Tignor, op. cit., pp. 291-298. Lloyd, op. cit., pp. 75-83. Al-Rāfiʿi, Muḥammad Farīd..., pp. 129-132.
- (20) Tignor, op. cit., pp. 299-314. Lloyd, op. cit., pp. 84-113. Al-Rāfiʿi, Muḥammad Farīd..., chs. 4-5. 著述家の著述を採録する。
- (21) J. Beinin, "Formation of the Egyptian Working Class" (Merip Reports, Feb. 1981) pp. 15-19. アニハドローヤの著述を採録する。
- (22) 「スエズ運河の研究——外交史的・政治的・経済的地位」(一九三九年)一三三頁—一四四頁—六。
- (23) Tignor, op. cit., pp. 314-318. Lloyd, op. cit., ch. 9. Landau, op. cit., First Part, ch. 6. Al-Rāfiʿi, Muḥammad Farīd..., pp. 372-386 著述家の著述を採録するは著述家の著述を採録する。著述家の著述を採録するは著述家の著述を採録する。
- (24) 著述家の著述を採録するは著述家の著述を採録する。
- (25) Tignor, op. cit., pp. 319-348. J. Cochran, Education in Egypt (London, 1986), ch. 2. Owen, op. cit., p. 321.

(1) 財政改革

占領後数年間は、財政の破産回避が最優先されたことは前述した。それは、主として行政費の徹底的切り詰めによって行なわれ、歳入の不足は、さしあたり新規借款によって補ったのであった。しかし、エジプトの外国借款には、関係列強の合意が必要とされたから、繰り返し借款に頼ることはできない。しかも、増税は、既存の税制の諸矛盾を放置したままでは、もはや不可能に近かった。すなわち、一八六〇〜七〇年代に私有権が確立された旧国有地は、従来からの私有地（主としてトルコ系支配層や村長層が所有していた）と比べて重く、苛酷な地租を課されていた。また、土地以外の財産や経済活動に対しても多種多様の課税がなされ、しかも徴税吏が一般に腐敗していた。¹¹⁾

そこで、税制改革が焦眉の課題となったが、地租の全面的見直しは、農地調査を前提とする。当面の対策として、およそ百エジプト・ポンドまでの税金滞納分を免除したり、地租課税率の上限を小作料の三分の一に減じて、多くの農民を没落から救った。同時に、徴税吏に定額給与（歩合給でなく）を払ってより厳しく監督し、また税制細則を公表して徴税の公正化を図った。財政再建が軌道に乗った一八八九年には、運河の建設・維持のための賦役を廃止し、その後専門職業税（これは、同業組合存続のための最後の拠り所であった）、羊・山羊税、計量税、ナイル航行税、物品入市税等を廃止し、塩税、郵便・電報・鉄道料金等を引き下げたが、後者は消費量・利用高の急増でかえって収入増となった。家屋税も引き下げたが、免税特権を享受していたヨーロッパ人からも徴収することで収入をふやした。タバコ税だけは引き上げ、しかも国内でタバコの生産を禁止した。一八九五年にはい

よいよ農地調査も開始したが、地主の抵抗を排するために、増税を目的としない方針をとったので、旧来の私有地の増税は旧国有地の減税で相殺された。こうして両者の区別がなくなり、所有権が明確となり、また以後三十年間は増税をしないと約束された。⁽²⁾

財政に関しては、一八八五年の通貨改革にもふれておくべきだろう。それまで、エジプトではオスマン帝国通貨のほか様々な外国通貨が流通していたが、この年にエジプト独自の金貨・銀貨を鑄造することが決定された。しかし、これらは九一年までに合計五万エジプト・ポンドが発行されただけに終わり、英仏土の硬貨も引き続き流通していたが、やがてイギリスのポンドが独占的地位を占めるに至る。九八年には「国民銀行」(The National Bank)と英語で名乗ったが、主として英国資本によって設立され、商業銀行としての業務のほかに兌換紙幣の発行にあたることになったが、その発行高は結局三百万エジプト・ポンドにも達せずに終わる。⁽⁴⁾ 通貨面でも、エジプトは全くポンド・スターリング圏に組み込まれたのである。

ともあれ、通貨は安定し、税制も合理化された。そして後述するようにエジプト経済が成長するにつれて、政府の歳入も増加する。すなわち、通常収入が、一八八五年から一九一三年までに、地租は四九七万エジプト・ポンド(以下同じ)から五〇四万とほとんどふえていないが、関税が七一万から二二三万、タバコ税二二万→一七二万、鉄道・郵便・電報事業収入一八二万→四三三万へとそれぞれ大きく伸び、その他を加えた合計は九六四万から一、七三三万へと八〇%もふえている。これに対して通常支出は、同期間に公債償還費・内廷費・貢納・年金・軍事費(占領軍費を含む)を合わせた分が七〇二万から六五六万に減少する一方、省庁費が二四六万から五六八万(公共事業省だけで七三万から一四一万へ)、鉄道・郵便・電報事業支出が八五万から二六四万と伸び、合計一、〇三四万から一、四八八万へ四四%の増にとどまった。このほか、借款や国有地の分割販売による臨時収入があり、他方、スーダン遠征や公共事業のための臨時支出があった。ただし、公共事業費や省庁費は、一九〇

四年の英仏協商でフランスの態度が変化するまでほとんど伸びず、その後急増したものである。⁽⁵⁾

(2) 公共事業の推進

税制改革は、上述のように、むしろ過重な課税率の軽減を目的とした。したがって、税収をふやすには、国民生産をふやし、「パイ」を大きくしなければならなかった。もともと、エジプトでは、一九世紀前半から政府の手でかんがいや輸送施設の改良・普及が図られ、輸出用農作物（主として綿花）の生産が急増していた。占領後も、この政策が引き継がれる。一八八四年、公共事業省にイギリス人顧問が任命されると、彼は全国を八地域に分けてそれぞれにインド政庁から連れてきた「かんがい監督官」を配置した。また、一八六三年に一応竣工しながらあまり機能を發揮していなかったカイロ北郊のナイル堰堤を、八七年から九〇年にかけて補修・改良し、同時に運河網を修復してデルタ地帯の通年かんがいを可能にした。運河の整備には、機械を導入して農民を賦役から解放した。占領当初の厳しい財政事情の中でもこれらのことがなされたが、九〇年代にいくらか余裕が出てくると、上エジプト（ナイル上流）にも通年かんがいを拓ける方策が検討された。その結果、アスワン・ダム（一九〇二年竣工、一九〇七―一二年に拡大）やアシユート堰堤（一九〇二年竣工）及び運河網が建設された。また、輸送施設の改善も手がけられ、鉄道・道路網の拡充やアレクサンドリア港の改良が行なわれた。さらに、一九〇四年の英仏協商後、公債管理委員会の権限が縮小され、国鉄やアレクサンドリア港、電報局の国際管理も廃止されたので、これらの事業にいつそう投資がなされるようになった（一九一四年までに、エジプトの鉄道総延長は四、三―四キロメートルになり、これはトルコ、イランを含む中東諸国のうちで最大の数値であった）。このほか、一八九七年以降、スーダンを再征服して統治するための費用の大部分を、エジプト政府が負担している。⁽⁶⁾

政府はまた、これらの産業基盤整備に加えて、より直接的な農業振興策をとっている。すでに一八八〇年代か

ら、木綿の害虫駆除と良質種子供給の方策を追求し始めていたが、九〇年代半ばから綿花の単位面積当たり収量が低下し始めたので、より積極的な対策をとるようになる。すなわち、「藩王立農業協会」を設立したり、農業学校をふやして右の方策を推進するとともに、栽培間隔をあげたり化学肥料を使用して地味を良くするよう農民を指導し、また排水や給水制限によって地下水位を上げすぎないように努めた。このような近代的農業の普及は、伝統的なイスラームの相続法（遺産を子孫が均等に分割）による農地細分化とあいまって、農民層の両極分解を促した。農地調査によると、一九〇〇年に五ファッタン(1 faddan = 4200.8 m²)未満の零細土地所有者が約七六・一万人で全体の八三・二%ながら合計一一・三万ファッタン、すなわち全体の二一・八%の土地をしか所有せず、一方五〇ファッタン以上の大地主が約一・二万人(一・三%)で二二四・四万ファッタン(四三・九%)を所有していた。それが一九一三年には、前者は一四一・二万人(九〇・七%)で一四一・九万ファッタン(二五・九%)、後者は一・三万人(〇・八%)で二四二・一萬ファッタン(四四・二%)と格差が拡大している。しかも、農村住民中土地を全く持たない者が三分の一から二分の一(地域によって異なる)を占めた。これに対して、政府は、農民への金融と土地供給を試みた。すなわち、一八九八年に創設した国民銀行、ついで一九〇二年創設の「農業銀行」に農民向け小額融資を行なわせたが、小額と言っても多くは二〇―五〇エジプト・ポンドで、貧農は手が出せなかった。そこで、一九一二年にキツチナーは通称「五ファッタン法」を制定させ、五ファッタン以下の土地所有者の土地・家屋・農具の差し押えを禁じた。土地供給は、国有地やかんがい事業による新開地の分割販売によったが、これも三〇―四〇ファッタン単位の競売でむしろ大地主達を利しただけであった。キツチナーの時に、ようやく自営農民を対象に、五ファッタン程度を単位に原価で(競売によらず)販売する政策がとられたが、その恩恵に浴した者は少なかった。キツチナーはまた、農業局を農業省に昇格させたり(一九一三年)、各地に公営織り綿市場や良質種子・化学肥料供給センターを設置して、自営農民の保護・育成に努めた。¹⁷⁾

(3) 農業と貿易の振興

こうした政府の農業振興政策により、農業生産は相当増加した。一九一三年より前のエジプトの統計は乏しく、また信頼できないが、一八九五年以降はある程度推計できる。それ以前の時期については若干の手がかりがあるだけだが、オブライン(P. O'Brien)の推計によると表①の如くである。すなわち、占領に少し先立つ時期から第一次大戦開始時までの約四〇年間に、人口は約二倍にふえたが、農業生産高はそれを上回る伸びを見せた。これは、耕地は一割程度しかふえないが、かんがいの普及により作付地が三割以上ふえ、しかも作付地当たり生産高が七割もふえたからである。しかし、農業従事者の増加に作付地の伸びが追いつかず、土地生産性の上昇にもかかわらず労働生産性はむしろ低下傾向にあった。

このような農業生産の急増は、次のオーウェン(E. R. J. Owen)の推計(表②)④)に見られるように、もっぱら綿作の拡大によっている。すなわち、一八八六/八七年にすでに、エジプトで棉花は生産高(価値)で一位、作付面積で三位の主要農作物であったが、それから一九一〇〜一三年までの四半世紀に、生産量で二・四倍、価値で三・四倍に急増し、作付面積は二位にとどまったが価値では二位の小麦の三・四倍、棉花に種子を合わせるならば四倍、小麦・豆類・大麦を合わせた額の二・七倍という圧倒的比重を占めるに至った。

これほど綿作がふえたのは、それが高く売れたからであり、エジプトの輸出に

表① 農業の土地・労働力・生産高指標

年	農業生産高	総人口	農業従事者	作付地	耕地	作付地当り生産高	農業従事者一人当り高	農業従事者一人当り作付地
1872—78	100	100	—	100	100	100	—	—
1895—99	186	165	100	116	104	160	100	100
1900—04	205	178	108	126	112	162	102	101
1905—09	216	191	118	131	113	165	98	96
1910—14	225	205	126	132	111	170	96	90

出所：P. O'Brien, "The Long-term Growth of Agricultural Production in Egypt: 1821—1961" in Holt, op. cit., pp. 185, 188 & 191 の表より作成

表② 主要農作物作付面積（年平均、単位千ファッダ）

年	作物	小麦	トウモロコシ	綿花	豆類	大麦	米	砂糖	糖ビ	果物・野菜
1886/87		1,241	1,125	866	756	520	150		71	—
1909/10—12/13		1,270	1,838	1,700	525	373	246		48	29

出所：Owen, op. cit., p. 247.

表③ 主要農作物生産量の指標

(年平均。綿花はキンタル、その他はアルダブを単位とする数値に基づく)

年	作物	1886/87	1895—99	1900—04	1905—09	1910—13
	綿花	100	194	214	231	238
	小麦	100	142	155	157	141
	豆類	100	125	132	106	104
	大麦	100	132	133	106	140

出所：Owen, op. cit., pp. 197 & 251 より計算

表④ 主要農作物生産高とその指標（年平均、単位千エジプト・ポンド）

年	作物	1886/87	1895—99	1900—04	1905—09	1910—13
	綿花	7,999(100)	11,064(138)	16,688(209)	21,301(266)	26,995(337)
	綿種子	1,484(100)	1,860(125)	2,604(175)	3,266(220)	4,372(295)
	小麦	4,186(100)	5,507(132)	7,314(175)	8,738(209)	7,843(187)
	豆類	1,691(100)	1,790(106)	2,208(131)	1,831(108)	2,096(124)
	大麦	880(100)	1,110(126)	1,196(136)	1,110(126)	1,797(204)

出所：Owen, op. cit., p. 262 より計算

においても綿花が圧倒的比重を占めるに至る。

表⑤に見られるように、綿花と種子の輸出高は、一八八五―八九年にすでに二位の豆類の一八倍、輸出総額の八割を占めていたが、一九一〇―一三年までの四半世紀に、綿花は三・三倍、種子は二・三倍、兩者合計で三・二倍に急増、輸出総額の実に九七%を占めるに至るのである。綿花の輸出先は、一八九〇―九四年平均でイギリスが五四%、ロシアが一九%、フランス、オーストリア・ハンガリー、イタリアがそれぞれ六%であったが、一九一〇―一三年平均では英四七%、米一〇%、独・仏各九%、露八%等となっている（重量による数値）⁽⁸⁾。ちなみに、この間のエジプトの輸入は、表⑥に見られるように、輸出ほど伸びず、貿易収支は常に相当な黒字であった（それによって、借款の返済が可能になったのである）。輸入品を資本財と消費財に分けると、一八八五―八九年平均ではそれぞれ三三%、六

表⑤ 主要農作物の輸出高（年平均、単位千エジプト・ポンド）

作物	年	1885-89	1890-94	1895-99	1900-04	1905-09	1910-13
綿花		8,387	9,512	10,759	15,817	21,889	27,857
綿種子		1,507	1,810	1,579	1,962	2,523	3,496
豆類		552	822	450	246	46	51
小麦		204	260	54	15	—	18
米		123	133	114	118	160	301
トウモロコシ		31	144	36	16	—	4
大麦		14	51	28	23	—	8
輸出総額		12,270	14,348	14,787	20,372	26,810	32,191

出所：Owen, op. cit., pp. 198, 306 & 308.

表⑥ エジプトの輸出入高（年平均、単位千エジプト・ポンド）

	年	1885-89	1890-94	1895-99	1900-04	1905-09	1910-13
輸出		12,270	14,348	14,787	20,372	26,810	32,191
輸入		7,947	8,872	10,249	16,297	23,805	26,138
差し引き		+4,323	+5,476	+4,548	+4,075	+3,005	+6,053

出所：Owen, op. cit., p. 306

四〇程度であったが、一九〇五―〇九年平均では四四%、五六%となっている。輸入先も、イギリスが一位で、常に三分の一前後を占めていた。⁶⁹⁾

(4) 外資と工商業

政府による事業以外にも、民間資本による企業活動が活発に行なわれ、とくに商業・金融部門が発展した。その民間資本とは、大部分が外国資本——外国から、及びエジプト在住の外国人による投資——であった。エジプトでは、トルコが列強と結んだ通商条約により自由貿易が押しつけられ（輸入関税は一律八%に固定）、一八六〇―七〇年代から、外国人による金融が盛んに行なわれていた。ヨーロッパ諸国が財政を管理するようになってからは、不動産取引や土木建設にも外資が投下され始めていた。占領後しばらくは、全体的に活動不振となったが、それでも綿花の繰り・圧縮工場や綿種子搾油工場、土木事業請負い業等に投資がなされた。九〇年代に入り、占領長期化が見込まれるようになると、再び外資投下が盛んになる。政府も公共事業の資金不足を、民間資本の導入で補おうとしたから、抵当権取り引きと土地の開発・販売を中心に、銀行、交通機関、農産物加工、電力・電話会社等へも投資がなされた。一八九七年に、エジプトの諸会社の払い込み資本・社債総額が一、三八九万エジプト・ポンドで、うち一、一九一萬が外資であったが、わずか五年後にはそれぞれ二、六二八萬、二、四六四萬に倍増している。こうしたブームは、一九〇七年の世界経済恐慌で頓挫し、翌年高等混合裁判所が、外国に本籍を置く会社でも、主業務をエジプトで行なっているものはエジプトの会社とみなすとして、諸特権を取り上げたこともあり、多くの企業が破産もしくは撤退した。その後、第一次大戦時まで好景気は戻らなかったが、綿花輸出は引き続き好調だったので、綿作に融資する銀行や抵当証券会社は繁栄し、一九〇七―一四年間にエジプト諸会社に対してなされた純投資一、四八九万エジプト・ポンド中六五%をそれら部門が占めた。国別に見ると、

一九一四年に、外資系企業（スエズ運河会社を除く）の払い込み資本九、二〇四万エジプト・ポンド中、フランス資本が五〇％、イギリス三三％、ベルギー一六％、その他一％となっている。外資と言っても、エジプト在住の外国人による投資は、利潤の大部分がエジプトに再投資されるものであったが、そうした国内資本が、一九〇七年のエジプト諸会社払い込み資本・社債総額中約三五％を占めた（もちろん、そのうちのいくらかはエジプト人自身の資本であったが、その比率は分らない）。

このように、エジプトの企業活動は、大部分外資によって、主として金融・不動産業において行なわれ、工業部門では不活発であった。かつて、一八七〇年前後には、政府自身が精糖所他若干の工場を建設あるいは維持していたのだが、それらは存続しなかった。エジプトの工業化不成功の原因は、オーウェンも指摘するように、

① 生産要素の不備——エネルギー源を輸入に頼り、原料の多くも輸入に頼り（棉花も、国産の長繊維品種は国内消費用には高級にすぎた）、熟練労働も多くヨーロッパ人に頼っていた。

② 保護の欠如——八％の輸入関税はあったがそれを相殺する八％の取り引き税を課され、国産品は高品質の輸入品との競争に敗れた。

③ 誘因の不足——高収益をもたらす綿作関連事業に比べて、工業にはそれほど魅力がなかった。

④ 政府の無策——自由貿易原則の固守。

……右のうち①と③は占領前の時期にも当てはまり、②と④はとくに占領後の、ヨーロッパ列強、ことにイギリスの政策によるものである。クローマーは、エジプトの工業化を阻止しようと決意していたわけではないようだが、インドでの経験から、イギリス繊維業界との悶着を避けるべく、エジプトでの紡織会社起業に際して関税相殺税を課したし、国内工業保護の要求に耳を貸さなかった。一八九九年に創立された二つの紡織会社が不成功に終わったのは、この取り引き税のためばかりではなかったが、これらの不幸な先例がまた、工業への投資意欲を損う一要因となった。

結局、エジプトの工業は、一九〇七年のピーク時にも、総人口一、二二八・七万人中、わずか三七・六万人をしか雇用していなかった。それも非常に広義の工業労働者であつて、九・五万人の土工・左官や四・六万人の手織り職人、一・一万人の鉄道員等を含んでいる。近代的工業としては、綿花の繰り・圧縮、綿種子の搾油、精糖、タバコの紙巻きが主なもので、ほかに少数の綿紡績・紡織、セメント、レンガ、醸造、製パン工場等を数えるのみであつた。伝統的産業は、占領前からすでに衰退しつつあつたが、一八八一―九〇年間にギルド（にあたる同業団体組織、*nigaba*）の独占権・行政的機能も廃止されている。¹³

(5) 小 括

このように、占領後、税制を含む財政改革が行なわれ、外国借款にはあまり頼れなかつたが、政府は水利事業等農業振興政策に力を入れた。綿花輸出による高収益に刺激され、農業関連金融・不動産取り引き等への外資投下も盛んとなり、綿花・綿種子を中心に農業生産が急増した。それに対して、工業は生産要素が整わず、それを補うべき政府の保護育成政策は、イギリスによる自由貿易の押し付けでとられず、輸入品との競争に勝てる国産品生産は伸びなかつた。綿花の輸出先は、占領前からイギリスが中心で、通貨面でもエジプトはポンド・スターリング圏に組み込まれ、従属的経済体制が完成した。とはいえ、輸出急増による経済の繁栄は、占領期間にエジプトの一人当たり実質国民所得を相当引き上げたし、独立後はむしろ低下してしまふのである（一九一三年価格で、一八八〇―九七年に七・六エジプト・ポンド、一九一三年に一二・四、三〇―三三年に八・二、四〇―五九年に九・四という推計がある）。¹⁴ こうした経済成長は、土地の配分に見られるように貧富の格差拡大を伴つたが、それでも大衆レベルで消費水準の向上が観察された。¹⁵

注

(1) 加藤博「一九世紀後半のエジプト土地・税制度」(『オリエンツ』三三卷一号、一九八〇年)、中岡前掲論文「エジプト地租改正史」参照。

(2) Tignor, op. cit., pp. 106-110. Owen, op. cit., pp. 245-247. Issawi, op. cit., pp. 440-445. Colvin, op. cit., pp. 231-233. Owen, op. cit., pp. 225-227. Crouchley, op. cit., pp. 174-177.

(4) 木村前掲書111-112頁ニ〇ペーン。Berque, op. cit., pp. 226-228.

(5) Owen, op. cit., pp. 311-316. なお、物価変動に関するデータとして、エジプトの輸入品価格を一九三八年のそれを一〇〇とした指数で、一八八三-一八七七年が五四・六、一八九三-一九七七年には五・八に下がり、その後上昇して一九〇八-一二年に六四・四とするものがある。これに基き、トイナス五%からプラス一八%への上下動があったにすぎない。Issawi, op. cit., p. 373, Table 1.

(9) Tignor, op. cit., pp. 110-122 & 214-225. Owen, op. cit., pp. 212-215 & 319. 石田前掲書三四頁ニ三五六ペーン。C. Issawi, An Economic History of the Middle East and North Africa (N. Y., 1982), p. 54, Table 3. 2.

(7) Tignor, op. cit., pp. 228-248. Owen, op. cit., pp. 215-218, 236-241 & 256-260. Lloyd, op. cit., ch. 10.

(8) Owen, op. cit., p. 199.

(6) Crouchley, op. cit., pp. 169-174. 木村前掲書1四-111, 118-153ペーン。Owen, op. cit., p. 310.

(10) Owen, op. cit., pp. 276-294. Tignor, op. cit., pp. 358-363. エジプト在住の外国人は、一九〇七年に二八・六万人で、うち一三・九万人がヨーロッパ人とアメリカ人(キリシヤ人六・三万、イタリヤ人三・五万等)、七・〇万人がオスマン・トルコ人、六・五万人がスーダン人であった。Owen, op. cit., pp. 320-325. Cromer, op. cit., Vol. II, chs. 38 & 52 も参照。

(11) Owen, op. cit., pp. 300-304.

(12) E. R. J. Owen, "Lord Cromer and the Development of Egyptian Industry 1883-1907" (Middle Eastern Studies, July 1966)

参照。

(13) Owen, Cotton and..., pp. 222-224 & 294-300. G. Baer, "Social Change in Egypt: 1800-1914" in Holt, op. cit., pp. 142-145. 就業人口構成については、一九〇七年に農業二二五・八万、工業三五・六、商業一五・四万、輸送業一〇・二万、専門職業一三・六万とらうチャー・クローチ。Crouchley, op. cit., p. 162.

(14) Issawi, ed., op. cit., p. 368, f. n. 16. だが、一九一三年の一人当たり國民所得は五〇ドル前後で、これは当時の日本人のそれと

り高く、インドのそれの二倍以上だ。たとふれば、C. Issawi, "Asymmetrical Development and Transport in Egypt, 1800 ~ 1914" in W. R. Polk & R. L. Chambers, eds., *The Beginnings of Modernization in the Middle East: The 19th Century* (Chicago, 1968), p. 383.

⑤ Issawi, *An Economic History...*, p. 105.

四、理論的検討

(1) 近代化論と従属理論

以上のように、イギリスのエジプト占領は、ナポレオン軍による占領以来のヨーロッパとエジプトとの政治(軍事)的・経済的・文化的関係の強化の結果として、この地域の安定と自由貿易の確保にもっとも利害を感じたイギリスが、ヨーロッパ列強を代表してその任に当たったもの、と言える。したがって、政治的・社会的安定とヨーロッパ資本の利益になる経済開発とが占領の目的であり、伝統的秩序を脅すような改革や思想の導入は避けられ、基本的には農業生産拡大(による公債償還)に必要な限りで公共事業や公共機関整備が推進されただけである。そのため、エジプトの政治的發展は抑制され、経済的發展は、綿作のモノカルチャー化へと歪んだ形態をとった。にもかかわらず、行政面の近代化が推み、国民の生活水準が向上したことは否定できない。問題は、政治参加を伴わぬ行政能力の向上、工業化を伴わぬ国民経済の成長には、いずれも限界があるということで、エジプトは独立後それを思い知らされるのである。

このようなイギリスによるエジプト統治を、社会科学の理論によってどう説明すべきか、あるいは、この事例研究が理論化にどのよう貢献しているか、若干の考察を試みよう。まず、一国の近代化あるいは従属的發展とい

う通時的問題に関して、政治的近代化論の好例としてアプター(D. E. Apter)の「近代化の政治」⁽¹⁾論を、経済的従属理論の好例としてアミン(S. Amin)の「周辺資本主義構成体」⁽²⁾論を、それぞれとりあげたい。

アプターは、「近代化過程にある諸社会」を、権威の構造と一般的価値観の組み合わせによって、表⑦の四種類に分類しようとした。このうち、官僚制体系は、さらに①新重商主義、②近代化専制政治、③軍部寡頭制、の三下位型に分けられる。なお、権威の位階制的かピラミッド的かの区別は、政府の二つの機能的条件たる強制と情報の混合度（強制の比重が大きいほど位階制的、情報の比重が大きいほどピラミッド的）による、とされる。⁽³⁾

イギリスによる占領前のエジプトは、近代化専制政治の体系を発達させつつあったと見られるが、占領後は、基本的にイギリス占領軍の威力によって支えられた体系であったのだから、軍部寡頭制に近づいたと言えようか。アプターの言う軍部寡頭制とは、位階制的権威構造と手段的価値観を持つ政治体系で、国王の地位は、軍部指導者（ないし軍事評議会）が占める。指導は、個人的ではなく位階制的・官僚制的である。この体系は、近代化の実績をある程度あげるとしても、根本的には保守的で、政治の処理能力を持たない、

表⑦ D. E. アプターによる、近代化過程にある諸社会の政治体系分類

権威 価値	位階制的	ピラミッド的
本原的	動員体系	神政政治体系
手段的	官僚制体系	協和政治体系

とされる。⁽⁴⁾しかし、クローマーらイギリス総領事は、軍部指導者ではなく、本国の文民政府が任命した官僚であり、藩王をいただく伝統的統治機構を温存しつつエジプトの近代化を図ったのであるから、なお近代化専制政治的要素も強かったと言ふべきだろう。

アミンは、歴史的社會を「前資本主義構成体」と「資本主義構成体」に区分し、後者をさらに「中心資本主義構成体」と「周辺資本主義構成体」に区分する。中心資本主義構成体は、資本制生産様式があらゆる前資本主義の様式を破壊して排他性を主張するが、周辺資本主義構成体では社会的生産の基本部門たる生産財部門と消費

財部門の間の「接合」が起こらないため、経済成長はむしろいっそう低開発性を強め、完成した資本制生産様式を発達させるどころか、成長停止をもたらす、と言うのである。⁵⁾ 彼はまた、エジプト人として、現代アラブ世界における社会構成体の歴史をとくに取り上げ、次の三つの時期を区分している——

「第一の時期は、ヨーロッパの脅威に対する自覚によって、またしばしば、この脅威に対してより有効に抵抗しようとヨーロッパを模倣する試みによって、特徴づけられている。この試みの失敗から植民地の時期が結果し、この期間中を通じて、アラブ構成体は決定的な従属的周辺部の特徴を備えることになる。第三の期間は、こうした従属性を再検討しようとする時期で、一九五〇年代に幕が切って落とされる。」⁶⁾

……これに続く説明の中で、本稿が扱う時期のエジプトについて、アミーンは次のように述べている——

「一八八二年、ウラービーによる軍事的敗北は、アラブ復興運動の希望に終止符を打つこととなった。第三階級は、まず政治的に、ついで経済的に排除されていった。これらの後裔である偏狭かつ従順な小官僚の世代は、外国支配をただちに受け入れ、近代社会の価値の拒否と、ならぬ危険を伴わない反動的反対へと逃避していった。と同時に、植民地開拓の枠内において、まずもっぱら農村における、ついで農村商人的、さらには産業的な、エジプトのブルジョワジーが形成された。」⁷⁾

……エジプトのブルジョワジーの形成は、むしろ独立以後の時期に属するし、エジプト経済の成長停止が問題になるのもその時期以降のことであるが、一九世紀半ばから第一次大戦にかけてのエジプトは、アミーン言う周辺資本主義構成体の（とりわけ、そのアジア・アフリカの種類）ほとんど理念型的事例と言うべき発展を見せたのであった。

(2) 植民地支配の政治的経済学

ところで、アミーンは、主として政治的観点から植民地時代を区別してはいるが、周辺資本主義構成体への発展は、植民地時代だけでなくそれ以前に始まりそれ以後も続いているとし、単純化しすぎている。アプターに至っ

ては、近代化過程にある諸社会の発展を論じるのに、植民地主義については、「近代化の基本的手段」であつたと簡単にふれているだけである。⁽⁸⁾そこで、植民地支配の共時的比較研究を次に取り上げる。植民地主義に関する政治学的・経済学的一般化の試みに照らして、エジプトの事例の持つ意味を考えてみたいのである。

植民地支配を、帝国主義の問題として、主に宗主国側の事情から研究したものは数多い。⁽⁹⁾しかし、植民地支配が、被支配民族の政治的・経済的發展にどのような影響を与えたか、という観点から一般的に論じたものは少ない。この点では、主として経済面についてアルベルティニ(R. von Albertini)の、主として政治面についてトマス(C. Y. Thomas)の所論を紹介する。

アルベルティニは、『ヨーロッパの植民地支配、一八八〇—一九四〇年、インド、東南アジア、アフリカに対する西洋の衝撃』⁽¹⁰⁾という大著において、副題にある各地域の西欧諸国による植民地支配を個別に概観したあと、最終章「要約——植民地主義についての若干の考察」で一般化を試みている。その中で、彼はまず、行政機構が、ヨーロッパ人の事実上支配する近代的な中央部と、原住民による伝統的な地方支配との二重構造をなし、やがて近代的教育を受けた官僚が育つてきて、独立後ヨーロッパ人にとって代わるが、二重構造は温存される、と指摘する。この点は、次のトマスの所論にもつながって重要であるが、アルベルティニは、続いて経済面の二重構造に注目する。すなわち、輸出農作物生産が急速に發展する一方で、他の伝統的産業部門は停滞もしくは衰退し、全面的資本主義化・工業化に失敗したことを確認するが、しかしそれを従属理論のように、資本主義的宗主国による「低開発の開發」に帰することには反対している。その理由を筆者なりに整理すると次の通り——

① 輸出向け生産が低開発をもたらしたのでなく、もともと未開発な経済を變貌させるには輸出向け生産の成長がなお不十分だった。

② 農産物と工業製品間の交易条件は、一八八〇—一九一三年間はほぼ一定、その後は相対的改善と悪化を反覆しており、一概に農

業が不利だとは言えない。

③ 富の流出は、確かに生じた地域もあるが、外資や外国人専門家を導入しなければ開発ははるかに遅れたであろう。

④ 商品作物への特化は、エジプトと砂糖栽培島群を除き、それほど顕著ではない。問題は、農業の労働生産性が極めて低いままにとどまったことで、それは人口増加や社会的・文化的要因による。

⑤ 近代的部門はヨーロッパ人や少数民族が握り、ヨーロッパと結びつき、伝統的部門の開発や原住民の人材育成にほとんど貢献しなかった。

⑥ 近代的工業との競争による伝統的工業の停滞もしくは衰退は、ヨーロッパでも産業革命時に生じ、後者の余剰労働力を前者が吸収したのだった。植民地で近代的工業が発達しなかったのは、石炭・鉄鉱の欠如、輸送費の低下、技術の高度化、農業の生産性の低下、工業投資に向かない社会的文化的風土、政府による保護・育成策の欠如、等の理由による。

……これらの指摘は、本稿で検討した時期のエジプトについても、ほぼ完全に当てはまると言えよう。しかし、アルベルティニが結論的に、「植民地の搾取と歪んだ開発が行なわれなければ、非西洋諸国は自力で近代的工業社会になつていただろうという暗黙の、あるいは明示された仮定は、誤りであると考える。(中略)私は、植民地状態という特定の文脈において、成長だけでなく発展が生じたし、植民地支配は、どのように定義するにせよ、近代化過程を始動させたと信じる」と言っているのは、従属論批判としては的外れであろう。従属理論は——少なくともアミンのそれは——、植民地支配と言うより、世界資本主義体制に組み込まれることによって、アジア、アフリカ、ラテン・アメリカでも発展が生じたことを認めている。問題は、その発展の本身——工業化に結びつかない形態——なのであり、もし独立を維持したら、日本のように工業化政策をとれたのではないか、ということとである。その点を考えるには、独立後のエジプトの工業化、もしくはその試みの歴史を調べることが一つの手掛りになろう。

しかし、独立後の政府の統治能力がまた、植民地時代の政治・行政のありようによって規定されてくる。たとえば、トマスが『周辺諸社会における権威主義国家の興隆』⁶⁰という著書で主張している、植民地国家体制こそが

独立後の権威主義国家の興隆を準備した、というような問題があるのだ。彼は、ラテン・アメリカ（ことにカリブ海諸島）やアフリカの旧植民地の観察に基づいて、植民地国家体制を次のように一般化している。まず、一八三〇年代以降奴隷制が廃止され、自営農民層が成立するのに対応して形成された王領植民地政府は、

① 現地の立法・行政機関の構成を決めるのに選挙が用いられたが、選挙権は極めて制限されたものだった。

② 行政機関に圧倒的な権威の集中がなされた。

③ 植民地権力の個人的代表者が任命され（普通は現地総督として）、拒否権により行政上至高の権威を持った。⁹⁰

しかし、これら地域も、二〇世紀に入ると周辺資本主義的社会構成体への変貌を遂げ、それに対応して植民地国家体制は、

① 経済的再生産の組織という役割が重要になる一方、かつてのような抑圧機関の増強は反比例して重視されなくなる。

② 郵便制度や企業活動のための法制整備等、以前から果たしていた経済的機能を、おおいに向上させる。

③ 地域によっては、産業基盤整備の責任を直接担う。

④ アルジョワの民主政治の長所を脱くイデオロギー的・文化的「装置」を設け始める。⁹¹

そして、第二次大戦後、民族独立運動が強まるにつれて、国家は、

① 農民の土地への飢餓が社会的不満の根源と認識するが、それに対する政策は、地域によって様々であった。

② 門戸開放政策をとり、外国の資本と人材を歓迎する。

③ 経済開発事業への国家の介入を確立する。

④ 現地人企業家・実業家の育成を図る。

⑤ 福祉事業を拡大する（教育、保健、農村開発、年金等）。

⑥ 労働者の地位規制を試みる（組合の合法化、労働局設置等）。⁹²

——以上は、一九世紀から今世紀半ばに至る長期間にわたって、植民地国家の初期・中期・末期を特徴づけたものだが、エジプトの場合は、正式に「王領植民地」とされたわけでもなく、時間的にも四十年ほどの短い支配で

あったから、もちろんトマスの説がそのまま当てはまるはずはない。まして、エジプトでは、イギリスに占領される以前から、強力な国家が存在し、それが産業基盤整備の責任を担っていたのであり、イギリスはそうした機構・政策を引き継いだだけだ、と言えなくもない。ともあれ、現実にイギリス統治下のエジプト国家は、トマスの初期・中期植民地国家の諸特徴を混在させていたことは確かである（キツチナーの総領事任在任期中以降、本稿で扱えなかった一九二二年の独立に至る時期には、末期の諸特徴も見受けられるようだが、この点はさらに研究しなければならない）。イギリスの支配は、とりわけ、占領前からの民主主義への発展や教育の普及を挫折ないし停滞させたし、そのことが独立後の政治のありようを規定する。いずれにせよ、植民地国家体制論も、三大陸の経験を一一般化しようとするのは無理があるから、類型化すべきであるし、その際にはエジプトも、一つの典型——たとえば、植民地化以前から発達した国家体制を持っていた類型の——として考察しうるのではなからうか。

(完)

注

- (1) The Politics of Modernization (Chicago, 1965). 内山秀夫訳『近代化の政治学』(新装版、一九八二年)。
- (2) Le développement inégal (Paris, 1993). 西川潤訳『不均等発展』(一九八三年)、『L'accumulation à l'échelle mondiale (Paris, 1970). 野口祐・原田金一郎訳『世界的規模における資本蓄積 第二分冊 周辺資本主義構成体論』(一九七九年)。
- (3) 拙稿『近代化論と従属理論——発展途上国研究の理論枠組を求めて』(『金沢法学』二七卷一二合併号、一九八五年)三九九―四〇〇ページ参照。
- (4) アプター前掲邦訳書七一、一八九、四九三―四九五ページ参照。
- (5) 注(3)の拙稿四一〇―四二二ページ参照。
- (6) 前掲邦訳書『不均等発展』三〇七ページ。
- (7) 同右、三二二ページ(一部改訳した)。

- (8) 前掲邦報雑誌カニニクーン。
- (9) 研究史の脈絡を以て G. Lichtheim, *Imperialism* (N. Y., 1971), 巻頭論「邦『帝國主義』(一九八〇年)第六号」一六章、B. J. Cohen, *The Question of Imperialism—The Political Economy of Domiance and Dependence* (N. Y., 1973), ch. 2 参照。
- ⑧ European Colonial Rule, 1880~1940: The Impact of the West on India, Southeast Asia, and Africa (Westpoint, Conn., 1982)
- (1) Ibid., pp. 493~508.
- (2) Ibid., pp. xxv-xxvi.
- (3) The Rise of the Authoritarian State in Peripheral Societies (N. Y. & London, 1984).
- (4) Ibid., p. 20.
- (5) Ibid., pp. 30~36.
- (6) Ibid., pp. 41~43.